

青少年インターネット環境整備法について（概要）

1 正式名称

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）

2 基本理念

- 青少年の適切なインターネット活用能力習得（発達段階に応じた情報の取捨選択能力等）
- フィルタリング等の推進
- 民間主導（国等は支援）

3 フィルタリング提供義務

携帯電話事業者に対して、契約者又は携帯電話端末等の使用者が青少年（18歳未満）の場合、保護者が不要を申し出た場合を除き、フィルタリングの利用を条件として通信サービスを提供することを義務付け等

4 平成29年改正の主な内容

(1) 説明義務等の追加

携帯電話事業者及び代理店に対して、フィルタリング提供義務に加え、新規・変更契約時に下記を義務付け

ア 青少年確認義務

契約締結者又は端末の使用者が18歳未満か確認する。

イ フィルタリング等説明義務

①青少年有害情報を閲覧するおそれ、②フィルタリングの必要性・内容について、保護者又は青少年に対し、説明する。

ウ フィルタリング有効化措置実施義務

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアの設定を行う。

〔有効化措置 ①フィルタリングソフトウェアの操作のためのパスワード等の設定
②フィルタリングレベルの設定（高校生・中学生モード等の選択）〕

(2) 対象機器の拡大

フィルタリング義務の対象機器を携帯電話・PHSに加え、データ通信用端末（タブレット等）に拡大